総合福祉部会 第 3 回 H22. 6. 1 参考資料 1

第3回総合福祉部会 資料

2010.6.1

(日本重症児福祉協会 末光茂)

1. 定義

- (1) 重症心身障害児とは、「重度の知的障害に重度の肢体不自由」をあわせ もち、さらに常時医療的ケアの必要な児・者。(図1参照)
- (2) 超重症児・準超重症児は、別表の「超重症児スコア」で 25 点以上を「超 重症児」、10~24 点を「準超重症児」といいます。(表 1 参照)

(3) 重症心身障害児施設

昭和 42 年の児童福祉法一部改正により、「重度の知的障害と重度の肢体不自由」をあわせもつ重症心身障害児専門の児童福祉施設でありかつ 入院医療施設として位置づけられました。

2. 現状と課題

現在、 $194 \text{ ヶ所で、}約1 \text{ 万} 9,000 \text{ ベッドを用意できるに至っておりますが、入所率は <math>97\%$ と、ほぼ満杯状態です。入所待機者は約5,000 人に及びます。

待機者のほとんどは、新生児集中治療室 NICU や小児病棟などに長期間滞留する「呼吸管理」などが欠かせない「超重症児」「準超重症児」と、一方では長年在宅で世話を続けてきたが、両親の病気や高齢化あるいは死亡に伴ない、在宅介護が不可能になった人達で占められています。

長年家庭介護を続けてきたお母さんが亡くなったあと、80歳代のお父さんだけでの介護の限界から、60歳前後のわが子の命を絶つという悲しい事件が、人口あたりの重症児入所ベッド数が、特に少ない大都市圏を中心にあちこちで起こっております。

重症児施設は、これら入所の方々だけでなく、在宅支援の拠点としての役割も、積極的に果たしております。

2万5,000人の在宅重症児のための「ショートステイ」の利用は、年間約20万日近くに及んでいます。

また、「重症児通園事業」は全国約290ヶ所で、5,600人、学校教育を受けている人を除くと、約3人に1人は重症児通園を利用していることになります。

「ショートステイ」と「重症児通園」は、在宅重症児と家族にとって不可欠なセーフティーネット、「命綱」です。

3. 欧米での重症児のおかれた状況

欧米諸国に重症児施設がないと言われています。なぜでしょうか。

(1) スエーデン

重症心身障害分野の世界的な第一人者であります、スエーデンのウプサラ大学のハグバーグ教授は、10 数年前に日本を訪ね、日本小児神経学会元会長の有馬正高先生の案内で、東京都内の重症児施設を視察し、手厚い医療・療育・発達保障に加え、きめ細やかな日常生活支援のなかで、自ら光っている姿、糸賀一雄先生の言う「この子らに世の光を」ではなく「この子らを世の光に」の様子に感銘をうけ、さらに全国に 100 数 10 ヶ所も、そのような医療福祉施設があることにも、驚嘆された。

スエーデンでも、家庭介護は悲惨な状況下にあり、死亡率も格段に高いことから、長期入院のできる慢性病棟を小児病院に併設するため、大変な努力を重ねてやっと1、2ヶ所実現したが、日本のような制度がないため、それ以上に進まない。日本がうらやましいと言われました。

(2) ノルウェー

スエーデンより3年早く入所障害施設を閉鎖したノルウェーにおいても、施設に代わるグループホームが、必ずしも地域社会にとけこんだ生活の場になっていないと、テセブロー教授は国際学会で素直に報告しています。(中園康夫・末光茂監訳「脱施設化と地域生活ー英国・北欧・米国における比較研究ー」星和書店、末光茂「北欧での『脱施設化』の歴史と現状」川崎医療福祉大学などを参照)

(3) アメリカ

アメリカでも、コネチカット州のグループホームで、最近 36 名の不審 死が発覚し、ケアの内容が問題になっています。(末光茂、武田則昭他「アメリカでの『脱施設化』の歴史と現状〜光と影〜」川崎医療福祉大学を 参照)

(4) オランダなど

とくに、医療ニーズの高い重症児にとっては、生命と生活を守るため に、医療的対応も含めた、ケアや、支援の内容と質を確保することが必 要です。

オランダの全国障害者推進連合会理事長のミレナー博士によると、ヨ ーロッパ各地では今、入所施設の再評価が進んでいるといいます。

(5) 国際知的障害学会・アジア太平洋会議での基調講演と反響

そのようななかで、日本の「重症児制度」への注目が、各国から寄せられつつあります。その一端として、国際知的障害学会のアジア太平洋会議が、昨年6月、シンガポールで開催された際、末光は招かれ「日本の重症児制度と医療福祉」について基調講演をしました。

その内容は、イギリスの重症児専門の情報誌「PMLD-Link」に掲載され、感謝されていることを申し添えます。

4. 要望の骨子

以上から、制度改革に際し、柏女委員も申されたように、まず「障害児支援の見直し検討会」報告を、十二分に反映して下さるよう、お願い申し上げます。

その際、私どもの意見書の(1)と(2)を基本的な考えとし、当面の具体 策としては、

(3)の重症児に対する「医療と福祉の一体提供」と「児・者一貫」の制度は、 日本の誇るものであり、今後も守り充実させるよう希望します。

とくに(4)の在宅対策の面では、24時間手厚い医療支援が欠かせない「超重症児」「準超重症児」も、身近で利用できる「短期入所」の確保と単価の改善を、そして「重症児通園事業」については安定的に利用できるよう、「法定化」を急ぐよう強く求めます。

(5)(6)はご一読下さい。



表1 超重症児(者)・準超重症児(者)の判定基準

以下の各項目に規定する状態が6ヶ月以上継続する場合※1それぞれのスコアを合算する。

1 運動機能 : 座位まで			
2 判定スコア		(スコア)	
(1)	レスピレーター管理*2	=	1 0
(2)	気管内挿管・気管切開	=	8
(3)	鼻咽頭エアウェイ	=	5
(4)	O_2 吸入または SaO_2 90%以下の状態が 10% 以上	=	5
(5)	1回/時間以上の頻回の吸引	=	8
	6回/日以上の頻回の吸引	=	3
(6)	ネブライザ 6回以上/日または継続使用	=	3
(7)	IVH	=	1 0
(8)	経口摂取(全介助) *3	=	3
	経管(経鼻・胃ろう含む) *3	=	5
(9)	腸ろう・腸管栄養	=	8
	持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時)	=	3
(10)	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と	=	3
	姿勢修正を3回以上/日		
(11)	継続する透析(腹膜灌流を含む)	=	1 0
(12)	定期導尿(3回/日以上)※4	=	5
(13)	人工肛門	=	5
(14)	体位交換 6回/日以上	=	3
<判定>	>		
1の運動機能が座位までであり、かつ、2の判定スコアの合計が合計			点
25点以上の場合を超重症児(者)、			7117
10点以上25点未満である場合を準超重症児(者)とする。			

- ※1 新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が1か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、または新たな疾患の発生についてはその後の状態が6か月以上継続する場合とする。
- ※2 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理 に含む。
- ※3 (8)(9)は経口摂取、経管、腸ろう、腸管栄養のいずれかを選択。
- ※4 人工膀胱を含む